

全国食肉業務用卸協同組合連合会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき、会員及びその組合員（以下「所属員」という。）のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、全国食肉業務用卸協同組合連合会と称する。

(地 区)

第3条 本会の地区は、全国の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 所属員の取り扱う業務用食肉の共同購買
- (2) 所属員の取り扱う業務用食肉の共同保管
- (3) 所属員の取り扱う業務用食肉の販売促進のための共同展示即売
- (4) 所属員のためにする業務用食肉の販売促進のための共同宣伝
- (5) 会員に対する事業資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ並びに機械・装置の貸付け
- (6) 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (7) 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (8) 所属員の福利厚生に関する事業
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 会 員

(組合員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える事業協同組合とする。

- (1) 業務用食肉の卸売を行う事業者で組織した事業協同組合であること。
- (2) 本会の地区内に事務所を有すること。

(加 入)

第9条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。

- 2 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りではない。

(自由脱退)

第11条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

(除 名)

第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本会の施設を利用しない会員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員
- (3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
- (4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(脱退者の持分の払いもどし)

第13条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する出資額(本会の財産が出資の総額より減少したときは、当核出資額から当核減少額を各会員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払いもどすものとする。

ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第14条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

- 2 前項の使用料又は手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

- 第15条 本会は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため会員に経費を賦課することができる。
- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

- 第16条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。
- (1) 事業を休止したとき。
 - (2) 事業の一部を廃止したとき。
 - (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
 - 3 出資口数の減少については、第13条(脱退者の持分の払いもどし)の規定を準用する。

(届出)

- 第17条 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。
- (1) 各称、代表者又は事務所を変更したとき。
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

(過怠金)

- 第18条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。
- この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。
- (1) 第7条第6号に規定する団体協約に違反した会員
 - (2) 第12条第2号から第4号までに掲げる行為のあった会員
 - (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

- 第19条 出資1口の金額は、10万円とする。

(出資の払込)

第20条 出資は、一時に金額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第21条 本会は、会員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年12%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第22条 会員の持分は、本会の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。
2 持分の算定に当っては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問、相談役及び職員

(役員の数)

第23条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 13人以上15人以内

(2) 監事 1人又は2人

(役員の任期)

第24条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 2年 又は就任後第2回目の通常総会終結時までのいずれか短い期間とする。

(2) 監事 2年 又は就任後第2回目の通常総会終結時までのいずれか短い期間とする。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選挙された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の会員が任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員の職務を行う。

(員外役員)

第25条 役員のうち、会員たる組合の役員でない者は、理事については2人を超えることができない。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務)

第26条 理事のうち1人を会長、4人以内を副会長、1人を専務理事、4人を常務理事とし、理事会において選任する。

2 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めるところに従い、その職務を代理し、又は代行する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の常務を執行し、会長及び副会長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、会長、副会長及び専務理事が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めたところに従い、その職務を代理し、又は代行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第27条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類を閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実務義務)

第28条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第29条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第30条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問及び相談役)

第31条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(職員)

第32条 本会に事務局長を置くことができる。

2 事務局長の選任及び解任は、理事会において決する。

第33条 本会に職員若干名を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第34条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、会長が招集する。

(総会招集の手続)

第35条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第36条 会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の会員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理する会員の数は、1人以内とする。

(総会の議事)

第37条 総会の議事は、中小企業等協同組合法(以下「法」という。)に特別の定めがある場合を除き、会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議決の決するところによる。

(総会の議長)

第38条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第39条 総会においては、出席した会員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第35条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第40条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) 1会員に対する貸付け金額の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第41条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 会員数及びその出席者数

(3) 議事の経過の要領

(4) 議案別の議決の結果(可決又は否決の別及び賛否の議決権数)

(理事会の招集)

第42条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い副会長が、会長、副会長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、会長、副会長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い常務理事が、会長、副会長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い他の理事が、招集する。

3 理事は、必要があると認めるときは、いつでも、会長に対し理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに会長が理事会の招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第43条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(理事会の議事)

第44条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第45条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第46条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第47条 理事会の議長は、会長又は副会長の中から選任する。

- 2 理事会の議事録については、第41条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第2項第4号中「（可決又は否決の別及び賛否の議決権数）」とあるのは「（可決又は否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）」と読み替えるものとする。

（委員会）

第48条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

（事業年度）

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

（法定利益準備金）

第50条 本会は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

- 2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

（資本準備金）

第51条 本会は、減資差益（第13条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。）は資本準備金として積み立てるものとする。

（特別積立金）

第52条 本会は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

（法定繰越金）

第53条 本会は、第7条第7号の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

（利益剰余金及び繰越金）

第54条 1事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第50条の規定による法定利益準備金、第52条の規定による特別積立及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを会員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（利益剰余金の配当）

第55条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の出資額若しくは会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてし、又

は事業年度末における会員の出資額及び会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における会員出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第22条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第56条 損失金のおん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第57条 本会は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の20分の1以上を計上する。

附 則

1. この定款は、本会の成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員の任期は、第24条(役員の任期)の規定にかかわらず、昭和57年3月22日までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度は、昭和57年4月30日までとする。
4. 平成4年に限り、事業年度は平成4年5月1日より平成5年3月31日までを1事業年度とする。

改 正

昭和56年	4月21日	設立認可
昭和56年	5月1日	成立
昭和56年	9月18日	改正
昭和57年	7月9日	改正
昭和61年	4月11日	改正
昭和62年	7月30日	改正
平成元年	2月9日	改正
平成3年	6月28日	改正
平成4年	7月27日	改正